

## 6 子どもの相談窓口

### 1 家庭児童相談室

子育てのこと、子どもに関する家庭内の悩みや児童虐待について

- (1) 面接相談（市役所 4 階 こども課内）※電話でご予約の上、お越しください。
- (2) 電話相談「子どもあんしんダイヤル」(☎048-527-2700)
- (3) 心理カウンセラー（臨床心理士）による相談（月1回・要予約）

### 2 子どもスマイルネット（埼玉県 ☎048-822-7007）

子育ての悩み、友達のこと、いじめ、体罰など、ひとりで悩まないで相談しませんか？

※ 毎日（祝日、年末年始を除く）10:30～18:00

### 3 少年サポートセンター北分室熊谷相談室（埼玉県警 ☎048-524-4016）

非行、家庭内暴力、犯罪、いじめ等の相談

※ 月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）9:00～16:00

### 4 地域子育て支援拠点

「好き嫌いが多くてあまり食べないのだけれど...」、「子育てに自信がなくてどうしたらよいかわからない」、「なかなか歩きそうにないので心配」、「ことばが遅れているのでは...」など気軽にお電話ください。

すずかけ	☎048-520-1518	子育て広場なかよし	☎048-589-1715
わくわくキッズ	☎048-531-0344	パーシモン	☎048-501-0018
くるみの木	☎048-522-2059	子育て広場にこここ	☎0493-39-1208
もちもちの木	☎048-524-8181	子育て広場のびのび	☎048-532-3519
ほしのこひろば	☎048-524-9876	どんぐりメイト	☎090-7234-5134
なかよしクラブ	☎048-599-0022	子育て広場きらきら	☎048-525-0252
ひだまり	☎048-536-8597	ヘアリス	☎048-539-1535
たじまっこ倶楽部	☎048-588-3411	0・1・2・3 さいくまっぺ広場	☎070-4809-1025
ポラン	☎048-588-7970	くまっぺ広場第2	☎080-8892-5453
のこちゃんひろば	☎048-531-3901		

※特に、以下の3か所では、専門的な知識と豊富な経験を持った「子育て支援コーディネーター」が配置されています。電話でも相談することができますので、お気軽にご利用ください。

（利用時間 9:30～15:30 ただし12:00～13:00は除く）

事業所名	開催曜日
0・1・2・3 さいくまっぺ広場内「くまっぺ相談室」	月曜・水曜・木曜・金曜・日曜
第二田島保育園内「たじまっこ相談室」	月曜・火曜・水曜・金曜
第三なでしこ保育園内「すずかけ相談室 <sup>ふらっと</sup> 」	火曜・水曜・木曜・金曜

## 5 母子健康センター（☎048-525-2722）

乳幼児の健康および発達に関する電話相談

## 6 電話教育相談（教育研究所教育相談窓口 ☎048-524-1111 内線 551）

勉強や友達、不登校やいじめ、家族のこと。その他、小・中学校の悩みや不安など。

## 7 教育110番（☎048-525-7830）

いま、いじめやネット上のトラブル等人間関係で悩んでいる方のための電話相談です。

## 8 さくら教室電話相談（熊谷市スポーツ・文化村「くまびあ」内 ☎048-523-1570）

不登校に関する相談を受け付けています。なお、048-523-1570 の番号がつかない場合は、教育研究所教育相談窓口 048-524-1111（内線 551）までお電話ください。

## 9 熊谷児童相談所（☎048-521-4152）

子育ての不安、発達の遅れ、障害、不登校、非行、子どもを家庭で育てられないなど、0歳から18歳までの子どもに関するあらゆる相談に応じます。

また、児童虐待の相談や通告、里親になりたい方の相談も受け付けます。

## 10 中核発達支援センター 福祉医療センター太陽の園（☎0493-39-2851）

埼玉県では、発達障害児の診療・療育の受け入れの拡大を図っています。

＜参考＞ 発達障害とは

先天的な脳機能障害であって、自閉症、アスペルガー症候群等の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等があります。

## 11 埼玉県熊谷保健所（☎048-523-2811）

落ち着きがない、学校に行きたがらない、集団生活になじめない、人との関わり合いが苦手、拒食・過食、暴力行為などの心配や困りごとがある子どもや保護者、子どもに関係する方から相談を受けます。精神科医または小児科医、臨床心理士などによる「子どもの心の健康相談」を実施しています。予約制ですので、日程等については事前にお問い合わせください。

## 12 くまっころーむオンライン相談

妊娠・出産・子育てについて、自宅等からオンライン（Zoom を使用します）で相談できます。専門的な知識と豊富な経験を持つ、くまっころーむの母子保健コーディネーター（助産師）、子育て支援コーディネーター（保育士、栄養士等）が顔を見ながら相談に応じることができます。

電話やメールで事前予約が必要です。予約方法や相談の流れ等、詳しくは下記QRコードから熊谷市ホームページをご確認ください。



くまっこ

### 13 親と子どもの悩みごと相談@埼玉

埼玉県では、親が抱える子育ての不安や親子関係などの悩み、子供の家族からの虐待に関する悩みなどをLINEで、どこからでも無料で相談できる窓口を開設しています。気軽にご相談ください。

※月曜日～金曜日 9:00～21:00

土曜日、日曜日、祝日（12月29日～1月3日を除く） 9:00～17:00

登録方法 スマートフォン、タブレットで  
右の二次元コードを読み取って追加



友達登録用二次元コード

### ※休日・夜間の児童虐待通報先

埼玉県では、児童虐待について、休日・夜間において県内全域をカバーする電話受付窓口を開設し、休日・夜間の通報を受け付けています。緊急の対応が必要と判断した通報には、管轄の児童相談所が速やかに対応します。

#### 1 休日・夜間の通報先 ☎048-779-1154

○ 開設時間帯 月曜日から金曜日まで 18:15～翌日 8:30  
土・日・休日 24時間（終日）

#### 2 児童相談所虐待対応ダイヤル ☎189（いちはやく）

なお、平日日中は熊谷児童相談所（☎048-521-4152）  
または熊谷市役所こども課にご通報ください。

### 『子どもの虐待とは...』

親または親にかわる養育者によって、子どもに加えられた行為で、子どもの心身を傷つけ、健やかな成長・発達を損なう行為を虐待といます。

児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）では、児童虐待の早期発見・早期対応を図るため、児童虐待の防止等に関する施策を促進するよう定められています。

児童虐待防止法に規定される児童虐待の定義は次のとおりです。

#### < 身体的虐待 >

児童の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること。

#### < 心理的虐待 >

児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

#### < 性的虐待 >

児童にわいせつな行為をすること、またはそのような行為をさせること。

#### < 養育の放棄または怠慢（ネグレクト） >

児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食または長時間の放置、その他の保護者としての監護を著しく怠ること。